

## 第2号議案

### 和田岡地区まちづくり協議会規約(案)

#### (名称)

第1条 本会は、和田岡地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

#### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、和田岡地域生涯学習センターに置く。

#### (目的)

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して、地域課題の解決等により、今よりさらに住みよい地区を目標としたまちづくりを行うことを目的とする。

#### (区域)

第4条 協議会の区域は、和田岡地区の範囲とする。

#### (構成員)

第5条 協議会は、和田岡地区に居住する住民及び和田岡地区においてまちづくりを行う団体等(以下「団体等」という。)を構成員とする。

- 2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。
- 3 新たに、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

#### (事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体での実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関するここと。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関するここと。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関するここと。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関するここと。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関するここと。

#### (組織)

第7条 協議会は、総会、常任理事会、理事会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

#### (役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 理事
- (5) 事務局長
- (6) 事務長
- (7) 監事
- (8) 相談役

必要に応じて置くことができる。

(役員の決定)

第9条 会長は地区区長会長、副会長は地区区長、事務局長（生涯学習専門部会会长 兼務）、事務長及び監事は、区長会にて選出し、総会で承認を得る。

2 常任理事及び理事は、別表1に定められた者をもって充てる。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 常任理事及び理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (5) 事務長は、協議会の会計事務を行うとともに、事務局長を補佐する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 協議会の会長の任期は、地区区長会長の任期に合わせる。

2 協議会の副会長、常任理事、理事、事務局長、事務長及び監事の任期は、1年とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、別表1に定められた役員及び委員をもって構成する。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 役員及び委員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は、役員及び委員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、役員及び委員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した役員及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等は発言することができる。

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、事務局長、事務長をもって構成する。

2 会長は、付議事項に直接関係のある理事を出席させることができる。

(常任理事会の招集と議長)

第22条 常任理事会は、会長が招集し、毎月1回開催する。

2 会長は、常任理事会の議長となり、議事を整理する。

(常任理事会の協議事項)

第23条 常任理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 第6条の事業推進に関する事項
- (2) 理事会の招集及び付議議案に関する事項

(理事会の構成)

第24条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、事務局長、事務長をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第26条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局の構成)

第27条 事務局は、事務局長、事務長、事務をもって構成する。

(経費)

第28条 協議会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第29条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整理)

第30条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第31条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会に報告する。

(委任)

第32条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

別表1 役員、常任理事会、理事会及び総会の構成員

別表2 和田岡地区まちづくり協議会組織図

(附則)

1. この規約は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規約は、平成30年4月1日一部改定、同日から施行する。
3. この規約は、平成31年4月20日一部改定、同日から施行する。
4. この規約は、令和2年4月 日一部改定、同日から施行する。